目標・計画・評価に係る各機関の関係

参考資料４－２
国立大学法人評価委員会
総会（第59回）H30.3.16

独立行政法人評価制度委員会（総務省）

○中期目標期間終了時における組織・業務の検討（★）の結果と講ずる措置の内容を通知

○通知を受けたときは文部科学大臣に対し勧告できる（勧告に基づき講じた措置の報告も求めることができる）

○４年目終了時評価を通知

○必要があるときは国立大学法人評価委員会に対し意見

文部科学大臣

○中期目標・中期計画案及び★について意見

国立大学法人評価委員会

(国家行政組織法上の８条機関(「審議会等」)

○中期目標の原案(意見)を提出

○中期計画を作成

○年度計画を届出・公表

○中期目標を提示・公開（大臣は法人の原案(意見)に配慮）

○中期計画を認可（認可後に公表）

○中期目標期間の業績を評価

○教育研究面の評価を要請

○教育研究評価の結果を通知

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第３期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（抄）

２．実施方法

「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

（いわゆるピア・レビュー機関）

○４年目終了時、及び中期目標期間終了時に教育研究面を専門的に評価

国立大学法人、大学共同利用機関法人

法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮